

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	小平市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき、生活に困窮する住民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う。最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の決定及び実施            ②保護の申請の受理            ③保護の申請に係る事実についての審査            ④職権による保護の開始若しくは変更            ⑤保護の停止若しくは廃止            ⑥就労自立給付金の支給            ⑦保護に要する費用の返還            ⑧徴収金の徴収            ⑨進学準備給付金の支給            ⑩生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバーへの特定個人情報連携</p> <p>〈委託元:小平市福祉事務所 委託先:社会保険診療報酬支払基金〉            ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理            ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務            ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名 3. 中間サーバー 4. 統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の15の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)
2. 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第2における情報提供の根拠) (第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3) (別表第2における情報照会の根拠) (第19条)	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部生活支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先

健康福祉部 生活支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211  
内線2554

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

健康福祉部 生活支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211  
内線2554

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月22日	所属長	住田 大一郎	屋敷 元信	事後	所属長の変更
平成28年7月22日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月6日 時点	平成28年7月22日 時点	事後	しいき値の見直しによる変更
平成28年7月22日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月6日 時点	平成28年7月22日 時点	事後	しいき値の見直しによる変更
平成30年1月19日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月22日 時点	平成30年1月15日 時点	事後	しいき値の見直しによる変更
平成30年1月19日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月22日 時点	平成30年1月15日 時点	事後	しいき値の見直しによる変更
平成30年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の職名	屋敷 元信	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月26日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月15日 時点	平成30年6月22日 時点	事後	しいき値の見直しによる変更
平成30年6月26日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月15日 時点	平成30年6月22日 時点	事後	しいき値の見直しによる変更
令和1年6月19日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月22日 時点	令和元年6月13日 時点	事後	しいき値の見直しによる変更
令和1年6月19日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月22日 時点	令和元年6月13日 時点	事後	しいき値の見直しによる変更
令和1年6月19日	「IVリスク対策」を追加		新規追加のため各項目対応	事後	様式変更のため
令和2年9月24日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月13日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	しいき値の見直しによる変更
令和2年9月24日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月13日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	しいき値の見直しによる変更
令和3年9月10日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報提携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	法改正のため
令和3年9月10日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	内線2554	内線2593	事後	担当者変更のため
令和3年9月10日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	内線2554	内線2593	事後	担当者変更のため
令和3年9月10日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	しいき値の見直しによる変更
令和3年9月10日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	しいき値の見直しによる変更
令和4年9月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	内線2593	内線2554	事後	担当者変更のため
令和4年9月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	内線2593	内線2554	事後	担当者変更のため
令和4年9月16日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	しいき値の見直しによる変更
令和4年9月16日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	しいき値の見直しによる変更
令和4年9月16日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	しいき値の見直しによる変更
令和5年1月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき、生活に困窮する住民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う。最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の決定及び実施 ②保護の申請の受理 ③保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による保護の開始若しくは変更 ⑤保護の停止若しくは廃止 ⑥就労自立給付金の支給 ⑦保護に要する費用の返還 ⑧徴収金の徴収 ⑨進学準備給付金の支給 ⑩生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバーへの特定個人情報連携  <委託元:小平市福祉事務所 委託先:社会保険診療報酬支払基金)> ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき、生活に困窮する住民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う。最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の決定及び実施 ②保護の申請の受理 ③保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による保護の開始若しくは変更 ⑤保護の停止若しくは廃止 ⑥就労自立給付金の支給 ⑦保護に要する費用の返還 ⑧徴収金の徴収 ⑨進学準備給付金の支給 ⑩生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバーへの特定個人情報連携  <委託元:小平市福祉事務所 委託先:社会保険診療報酬支払基金)> ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)に基づく、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名 3. 中間サーバー	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名 3. 中間サーバー 4. 統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)に基づく、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの。
令和5年1月10日	I 関連情報 4情報共有ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)  2. 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第2における情報提供の根拠) (第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条) (別表第2における情報照会の根拠) (第19条)	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)  2. 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第2における情報提供の根拠) (第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3) (別表第2における情報照会の根拠) (第19条)	事後	標記内容の見直し
令和5年9月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月22日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	監査の変更のため

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	小平市 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務【令和4年10月31日終了】 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日



# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円の現金を給付する。また、本給付金は、公的給付の支給等に迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録などに関する法律第9条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和3年デジタル長告示第9号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている(なお、本事業において特定個人情報ファイルとして管理することになる支給対象者は、情報連携を実施する令和3年1月2日以降の転入者のみである。)
③システムの名称	1.中間サーバー 2.住民記録システム(当該事務で利用する範囲のみ) 3.団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第73条 ・公的給付の支給などに迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録などに関する法律(令和3年法律第38号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条8号、別表第二 第121項  【情報提供の根拠】 提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 生活支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部生活支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1333番地 電話番号 042-341-1211 内線2552
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部生活支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1333番地 電話番号 042-341-1211 内線2552

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ <input type="text"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="text"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="text"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない



